

県連会長
支部長 各位

関東信越税理士会
会長 江本英徳



関東信越国税局における各種取組の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国税庁では、経済社会の国際化・ICT化など、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、引き続き、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現」という使命を果たすべく、平成29年6月に「税務行政の将来像」を公表し、その実現に向けた業務改革（BPR）に取り組んでいるとのことです。

こうした中、関東信越国税局では、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、令和3年7月以降、別添資料のとおり取組みを拡大することとし、その連絡を受けました。

なお、この件につきましては、各県連・支部に対しましても各税務署から周知連絡がありますので、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

また、本会では、会報紙（5月号）及びホームページに掲載（5月中旬頃）し、会員へ周知していくこととしておりますので、お含みおきくださいますようお願い申し上げます。

添付資料

- 資料1 内部事務のセンター化の実施について
- 資料2 酒税事務の広域運営体制の変更について
- 資料3 滞納整理事務の集中化の実施について
- 資料4 関東信越国税局からの重要なお知らせ

〔写送付先〕 県連・支部事務局